＜別紙＞

平成2７年1月９日

**職員基本条例に基づく相対評価結果の給与反映等にかかる細部事項**

（**１）懲戒処分等を受けた職員の取扱い**

**①**再任用職員以外の職員

・停職

　　　【昇　給】

昇給なし（現行と同じ）

　　　【成績率】

1月未満27.0/100、1月から2月未満17.0/100、２月から３月以下 7.0/100、

3月超 支給しない

・減給

【昇　給】　前年度評価〔※１〕

第一、第二、第三及び第四区分の者 1号給（０号給）

第五区分の者　　　　　　　　　　 昇給なし

評価のない者　　　　　　　　　　 １号給（０号給）

　　　【成績率】

監督責任〔※２〕46.5/100、本人責任37.0/100

・戒告

【昇　給】　前年度評価〔※１〕

　 第一、第二、第三及び第四区分の者　２号給（１号給）

第五区分の者　　　 　　　　 昇給なし

評価のない者　　　　　　 　 　 　２号給（１号給）

　　　【成績率】

監督責任〔※２〕56.0/100、本人責任47.0/100

・訓戒

【昇　給】　前年度評価〔※１〕

第一、第二及び第三の者　　　　　　3号給（1号給）

第四区分の者 　 　　　　　　　　　２号給（１号給）

第五区分の者 　 　　　　　 　 昇給なし

評価のない者　 　　　 　　 　 3号給（１号給）

【成績率】　前年度評価（※１）

　監督責任〔※２〕

第一、第二区分の者 　　 　第三区分に適用する成績率

第三区分の者　　　 　第四区分に適用する成績率

第四区分の者 　第五区分「Ｂ」に適用する成績率

第五区分「Ｂ」　　　　　　　 　第五区分「Ｃ」に適用する成績率

第五区分「Ｃ」及び「Ｄ」の者 　第五区分「D」に適用する成績率

評価のない者　　 　　　　　　　　 第四区分に適用する成績率

　本人責任

第一区分の者　　　　　　　　 　　第三区分に適用する成績率

第二区分の者 　　 　　 第四区分に適用する成績率

第三区分の者　　　 第五区分「Ｂ」に適用する成績率

第四区分の者 第五区分「Ｃ」に適用する成績率

第五区分の者 　　　　　　　　 第五区分「D」に適用する成績率

評価のない者　　　　　　　　　　 第五区分「Ｂ」に適用する成績率

・訓告（勤勉手当の成績率のみ）

監督責任〔※２〕

第一、第二区分の者 　　 第三区分に適用する成績率

第三区分の者　　　 第四区分に適用する成績率

第四区分の者 第五区分「Ｂ」に適用する成績率

第五区分「Ｂ」　　　　　　　 　第五区分「Ｃ」に適用する成績率

第五区分「Ｃ」及び「Ｄ」の者 第五区分「D」に適用する成績率

評価のない者　　　　　　　　　　 第四区分に適用する成績率

　本人責任

第一区分の者　　　　　　　　　 　第三区分に適用する成績率

第二区分の者 　　 　　 第四区分に適用する成績率

第三区分の者　　　 第五区分「Ｂ」に適用する成績率

第四区分の者 　 第五区分「Ｃ」に適用する成績率

第五区分の者 　　　　　　　　 第五区分「D」に適用する成績率

評価のない者　　　　　　　　　 　第五区分「Ｂ」に適用する成績率

　②　再任用職員

・停職

　　　【成績率】

1月未満15.5/100、1月から2月未満10.5/100、２月から３月以下5.5/100

 3月超 支給しない

・減給

　　　【成績率】　監督責任〔※２〕25.0/100、本人責任20.5/100

・戒告

　　　【成績率】　監督責任〔※２〕30.0/100、本人責任25.5/100

・訓戒

【成績率】　再任用職員以外の職員に準じた取扱い

・訓告

　　　【成績率】　再任用職員以外の職員に準じた取扱い

**（２）一定割合を勤務していない場合の取扱い**

【昇　給】

　　　・基準期間の２分の１を勤務しなかった場合　　 昇給なし（現行どおり）

 ・基準期間の６分の１を勤務しなかった場合

　前年度評価〔※１〕

1. 第二、第三区分の者　　　２号給（１号給）、

第四区分の者　　　 　　　　　　１号給（０号給）

第五区分の者 　　　　　　　　 昇給なし

評価のない者　　　 　　　　2号給（1号給）

【注記】

〔※１〕：連続３か月以上の勤務実績のない職員、警察からの出向戻り職員および派遣先等からの復帰職員（派遣期間中において派遣先で給与支給している職員）については、相対評価結果のある直近年度（25年度以降に限る。）の評価。直近年度が24年度以前の職員は「評価のない者」の取り扱いに

同じ。

〔※２〕：「監督責任」とは、懲戒条例第3条に規定するものをいう。

（　）内の号給数は年度当初年齢55歳以上（定年年齢が65歳の職員は57歳以上）の職員に適用。